

荒尾市指名業者選定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、荒尾市が発注する建設工事及び工事関係業務委託（設計、測量、調査等工事に係る業務）並びに物品調達等（物品の購入、売払い、賃借、製造、修理及び役務の提供）の適正な施工を図るため、指名業者の選定について必要な事項を定めるものとする。

(指名業者)

第2条 業者を指名しようとするときは、入札参加資格審査申請書を提出し受理されている者のうちから選ばなければならない。

(指名業者の選定)

第3条 建設工事の指名競争入札に参加する者を選定しようとするときは、次の各号に掲げる事項について注意するとともに、当該会計年度における指名及び受注の状況を勘案して、指名が特定の者に偏しないようにするものとする。

- (1) 不誠実な行為の有無
- (2) 経営状況
- (3) 工事成績
- (4) 当該工事に対する地理的条件
- (5) 手持工事の状況
- (6) 当該工事施工についての技術的適性
- (7) 安全管理の状況
- (8) 労働福祉の状況
- (9) 電子入札システムへの登録の有無

2 工事関係業務委託の指名競争入札に参加する者を選定しようとするときは、次の各号に掲げる事項について注意するとともに、当該会計年度における指名及び受注の状況を勘案して、指名が特定の者に偏しないようにするものとする。

- (1) 不誠実な行為の有無
- (2) 経営状況
- (3) 手持業務の状況
- (4) 当該業務実施についての技術的適性
- (5) 安全管理の状況

(6) 労働福祉の状況

(7) 電子入札システムへの登録の有無

3 物品調達等の指名競争入札に参加する者を選定しようとするときは、次の各号に掲げる事項について注意するとともに、当該会計年度における指名及び受注の状況を勘案して、指名が特定の者に偏しないようにするものとする。

(1) 不誠実な行為の有無

(2) 経営状況

(3) 地理的条件

(4) 技術的適性

(5) 法令による許可、登録等の有無

(6) 電子入札システムへの登録の有無

4 前3項に掲げる事項の運用基準は、別表第1から別表第3までのとおりとする。

(指名業者の取消し)

第4条 指名競争入札の通知後、指名業者が別表第1から別表第3までの指名しないこととされている事項のいずれかに該当した場合は、当該指名を取り消すものとする。

附 則

この告示は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年5月28日告示第53号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則 (令和2年12月18日告示第177号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則 (令和5年3月31日告示第41号)

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(荒尾市建設工事共同企業体運用基準要綱の一部改正)

2 荒尾市建設工事共同企業体運用基準要綱(平成12年告示第107号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「荒尾市工事請負建設業者選定要綱」を「荒尾市指名業者選定要綱」に改める。

別表第1（第3条関係）

建設工事に係る指名業者選定の運用基準

指名業者選定の留意事項	
1 不誠実な行為の有無	<p>以下の事項に該当する場合は指名しないこと。</p> <p>(1) 荒尾市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（平成7年告示第37号。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止期間中であること。</p> <p>(2) 市発注工事に係る請負契約に関し、次に掲げる事項に該当し、当該状態が継続していることから契約の相手方として不相当であると認められること。</p> <p>ア 工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置請求に従わないこと等請負契約の履行が不誠実であること。</p> <p>イ 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により下請契約関係が不適切であることが明確であること。</p>
2 経営状況	<p>会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく会社更生手続開始若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされた者で施工能力の確認を受けていない場合又は電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である場合は指名しないこと。</p>
3 工事成績	<p>(1) 荒尾市請負工事成績評定に定める工事成績（以下「工事成績」という。）の平均が過去2年連続して60点未満である場合は指名しないこと。</p> <p>(2) 工事成績等が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。</p> <p>(3) 工事成績の平均が過去2年連続して80点以上であること、表彰状又は感謝状を受けていること等工事の成績が特に優良である場合は十分尊重すること。</p>
4 当該工事に対する地理的条件	<p>本店、支店又は営業所の所在地及び当該地域での工事实績等からみて、当該地域における工事の施工特性に精通し、工種及び工事規模等に応じて当該工事を確実かつ円滑に実施できる体制が確保できるかどうかを総合的に勘案すること。</p>

5 手持工事の状況	工事の手持状況からみて、当該工事を施工する能力があるかどうかを総合的に勘案すること。
6 当該工事施工についての技術的適性	<p>以下の事項に該当するかどうかを総合的に勘案すること。</p> <p>(1) 当該工事と同種工事について相当の施工実績があること。</p> <p>(2) 当該工事の施工に必要な施工管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる技術的水準の工事の施工実績があること。</p> <p>(3) 地形、地質等自然的条件、周辺環境条件等当該工事の作業条件と同等と認められる条件下での施工実績があること。</p> <p>(4) 発注予定工事種別に応じ、当該工事を施工するに足る資格を有する技術職員が確保できると認められること。</p> <p>(5) 技術情報募集型方式の場合においては、配置予定の技術者及び当該工事の施工計画等、意向確認型方式の場合においては、配置予定の技術者がそれぞれ適正であること。</p>
7 安全管理の状況	<p>(1) 指名停止要綱に基づく指名停止期間中である場合は指名しないこと。</p> <p>(2) 市発注工事について、安全管理の改善に関し労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって明らかに契約の相手方として不相当であると認められるときは指名しないこと。</p> <p>(3) 安全管理の状況が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。</p> <p>(4) 市発注工事について過去2年間に死亡者の発生及び休業8日以上を負傷者の発生がないこと等安全管理成績が特に優良である場合は十分尊重すること。</p>
8 労働福祉の状況	<p>(1) 賃金不払に関する厚生労働省からの通報が市長に対してあり、当該状態が継続している場合であって明らかに契約の相手方として不相当であると認められるときは指名しないこと。</p> <p>(2) 市発注工事について建設業退職金共済組合又は勤労者退職金共済機構と退職金共済契約を締結せず、又は証紙購入若しくは貼付が不十分かどうかを総合的に勘案すること。</p> <p>(3) 建設労働者の雇用・労働条件の改善に取り組み、表彰状を受けている</p>

	こと等労働福祉の状況が特に優良である場合は十分尊重すること。
9 電子入札システムへの登録の有無	荒尾市電子入札（建設工事・建設コンサルタント業務）運用基準に定める利用者登録を行っていない者である場合は指名しないこと。ただし、やむを得ない事情により紙入札（電子入札によらずに入札用紙をもって行う入札をいう。以下同じ。）を行う場合は、この限りでない。

別表第2（第3条関係）

工事関係業務委託に係る指名業者選定の運用基準

指名業者選定の留意事項	
1 不誠実な行為の有無	以下の事項に該当する場合は指名しないこと。 (1) 指名停止要綱に基づく指名停止期間中であること。 (2) 市発注工事関係業務委託に係る委託契約に関し、当該業務に係る秘密保持を怠る等契約の履行が不誠実であり、当該状態が継続していることから契約の相手方として不適当であると認められること。
2 経営状況	会社更生法に基づく会社更生手続開始若しくは民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされた者で施工能力の確認を受けていない場合又は電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である場合は指名しないこと。
3 手持業務の状況	業務の手持状況からみて、当該業務を実施する能力があるかどうかを総合的に勘案すること。
4 当該業務実施についての技術的適性	以下の事項に該当するかどうかを総合的に勘案すること。 (1) 当該業務と同種又は類似業務について相当の実績があること。 (2) 当該業務の遂行に必要な設計、調査等の技術的水準と同程度と認められる技術的水準の類似業務について実績があること。 (3) 地形、地質等自然的条件、周辺環境条件等当該業務の作業条件と同等と認められる条件下の業務実績があること。 (4) 当該業務の作業項目に応じ、必要と認められる資格を有する職員が確保できると認められること。

5 安全管理の状況	<p>(1) 指名停止要綱に基づく指名停止期間中である場合は指名しないこと。</p> <p>(2) 市発注工事について、安全管理の改善に関し労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって明らかに契約の相手方として不相当であると認められるときは指名しないこと。</p> <p>(3) 安全管理の状況が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。</p>
6 労働福祉の状況	<p>(1) 賃金不払に関する厚生労働省からの通報が市長に対してあり、当該状態が継続している場合であって明らかに契約の相手方として不相当であると認められるときは指名しないこと。</p> <p>(2) 労働者の雇用・労働条件の改善に取り組み、表彰状を受けていること等労働福祉の状況が特に優良である場合は十分尊重すること。</p>
7 電子入札システムへの登録の有無	<p>荒尾市電子入札（建設工事・建設コンサルタント業務）運用基準に定める利用者登録を行っていない者である場合は指名しないこと。ただし、やむを得ない事情により紙入札を行う場合は、この限りでない。</p>

別表第3（第3条関係）

物品調達等に係る指名業者選定の運用基準

指名業者選定の留意事項	
1 不誠実な行為の有無	<p>以下の事項に該当する場合は指名しないこと。</p> <p>(1) 指名停止要綱に基づく指名停止期間中であること。</p> <p>(2) 過去2年間の市との契約において、粗悪な物品を納品する等契約の履行が不誠実であり、契約の相手方として不相当であると認められること。</p>
2 経営状況	<p>会社更生法に基づく会社更生手続開始若しくは民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされた者で施行能力の確認を受けていない場合又は電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である場合は指名しないこと。</p>
3 地理的条件	<p>本店、支店又は営業所の所在地及び当該地域での納品実績等からみて、当該地域における地理特性に精通し、当該契約を確実かつ円滑に履行できる体</p>

	制が確保できるかどうかを総合的に勘案すること。
4 技術的適性	契約の履行について、その性質上特殊な技術、機械器具等を有する者に行わせる必要がある場合には、当該技術、機械器具等を有する者であること。
5 法令による許可、登録等の有無	業務を行うに当たって、法令の規定により官公署の許可、登録等を要する場合は、当該許可、登録等を受けている者であること。
6 電子入札システムへの登録の有無	荒尾市電子入札（物品調達等）運用基準に定める利用者登録を行っていない者である場合は指名しないこと。ただし、やむを得ない事情により紙入札を行う場合は、この限りでない。